

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

| 条例又は規則名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|---------------|-------------|---------|
| 盛岡市寡婦等医療費給付要綱 | 給付を受ける資格の認定 | 医療助成年金課 |

- 1 給付対象者の審査基準は、要綱第3に規定される要件を満たす者であること。
- 2 要綱第4第1項に規定される別に定める書類とは、次のとおりとする。
 - (1) 健康保険証
 - (2) 振込先口座が分かる通帳やキャッシュカード
 - (3) 戸籍謄本（除籍謄本、改正原戸籍謄本が必要な場合もあり）
- 3 要綱第4第3項に規定される別に定める期間とは、市長が受給資格があると認めた日以後最初の7月31日までとする。
- 4 標準処理期間は、14日（土・日曜、祝日を除く）とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。